

～ 第12回 各種制限事項について考えてみる（その1） ～

参加者アンケートなどを通じ、函館マラソン参加時における仮装や音楽プレイヤーの規制などについて、多くのご意見をいただきました。

「仮装等の禁止について」

着ぐるみや覆面等、仮装しての出場は禁止する。

「助力の禁止」

（前略）携帯電話等の通信機器や、音楽プレイヤー等の持ち込みならびに使用しての走行は禁止する。

これは2016函館マラソンの競技注意事項を抜粋したのですが、内容的には（公益財団法人）日本陸上競技連盟競技規則に準じたものであり、マラソン競技を実施するうえではごく一般的なものです（ただし、これらの注意事項を函館マラソンのように個々具体的に明示しているのか否かは別として）。

函館市において1991年に初開催されたマラソン大会は、以後、四半世紀を超える開催実績をもってこのたびのフル・ハーフ同時開催に至ったわけですが、実はこの注意事項、我が国における携帯電話の普及率の高まりと連動してでしょうか、「助力の禁止」部分の携帯電話等の関連記述については08年大会に加筆されたものです。また、「仮装等の禁止について」は09年大会に加筆され、各々今日まで至っております。

これらの規制について、ランナー目線からのご意見を直接いただくため、過日、NHK-BS1の番組「ラン×スマ 街の風になれ」で最終制限ランナーとして紹介された村屋会長をはじめとする「函館走ろう会」の皆さんと意見交換会を行いました。その結果、仮装については否定的だった我々事務局は、そのランナー目線からの意外な一言で、目から鱗が落ちました。

「仮装はね、沿道で応援する人の客寄せにもなるからね」

「応援が多ければランナーも喜ぶでしょ」

…なるほど。

この結論は、来年1月の実行委員会で17大会の「実施要項」を決定した後に、あらためてお知らせいたします。ただ、物事には限度がありますので、我々としては不正防止（顔が全面的に隠れ本人確認ができないもの）や安全確保（左右に張り出して他者に迷惑がかかるものや突起物などで他のランナーを傷つける恐れのあるものなど）、さらには競技性の維持に関係するものといった視点で、運営委員会の競技部会や実行委員会に諮ってまいりたいと考えております。（つづく）